

令和元年度に実施した個別指導において
保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な
指摘事項

中国四国厚生局

I 保険診療等に関する事項

A 診療録等

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ② 実際に診療を担当した保険医が、診療の都度、遅滞なく的確に記載すること。
- ③ レセプトコンピューター等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
 - 診療を行った保険医が記載内容を確認し、署名および記名押印がない。
- ④ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載がない。
 - 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見について記載が不十分である。
- ⑤ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - 症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、画像診断所見、医学管理等の内容、診療方針について記載がない。
 - 症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、画像診断所見、医学管理等の内容、診療方針について記載が不十分である。
- ⑥ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
 - 行間を空けた記載
 - 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載
 - 判読困難な記載
 - 欄外への記載
 - 鉛筆による記載
 - 二重線で抹消せず、修正液による訂正
 - 二本線で抹消せず、塗りつぶしによる訂正
 - 訂正または追記した者、日時が不明

(2) 歯科技工指示書・歯科衛生士業務記録

- ① 歯科技工指示書に記載すべき内容のうち、設計、作成の方法、使用材料、発行の年月日、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する診療所の所在地、作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地に不備が認められたので改めること。
- ② 歯科衛生士が行った業務について、歯科衛生士業務記録を作成していない例が認められたので改めること。

B 基本診療料

1 基本診療料等

(1) 初・再診料の加算

《歯科診療特別対応加算》略：特

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。
 - 著しく歯科診療が困難な者に該当していない。
 - 当該加算を算定した日の患者の状態を診療録に記載していない。
- ② 歯科診療特別対応加算において、当該加算を算定した日の患者の状態について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の患者の状態に応じて適切に記載すること。
- ③ 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき算定した日の患者の状態について、画一的に記載している例が認められたので、個々の患者の状態に応じて適切に記載すること。

C 特掲診療料

1 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料 [B000-4] 略：歯管

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している例が認められたので改めること。
 - 有床義歯を原因とする疾患に係る治療のみである。
- ② 歯科疾患管理料を算定した月に、診療録に記載すべき管理に係る要点について、記載がない又は不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している例が認められたので改めること。
 - 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。
- ④ 診療録に記載すべき1回目の管理計画について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）
 - 必要に応じて実施した検査結果等の要点
 - 治療方針の概要等

《文書提供加算》略：文

- ① 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - 服薬状況
 - 口腔衛生状態

(2) 歯科衛生実地指導料 [B001-2]

《歯科衛生実地指導料 1》略：実地指 1

《歯科衛生実地指導料 2》略：実地指 2

- ① 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について、画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 情報提供文書に記載すべき内容について、記載していない例が認められたので、適切に記載すること。
 - 口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状態を含む）
- ③ 情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
 - 指導等の内容、主治の歯科医師の氏名、指導を行った歯科衛生士の氏名

2 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料 [C000] 略：歯訪診

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している例が認められたので改めること。
 - 実施時刻（開始時刻と終了時刻）を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき内容について、記載が不十分な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - 実施時刻（開始時刻と終了時刻）

(2) 歯科訪問診療料の加算

《歯科診療特別対応加算》略：特

- ① 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容（算定した日の患者の状態）について、画一的に記載している例が認められたので、個々の患者の状態に応じて適切に記載すること。
- ② 歯科診療特別対応加算に係る診療録に記載すべき内容（算定した日の患者の状態）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の患者の状態に応じて適切に記載すること。

《歯科訪問診療補助加算》略：訪補助

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療補助加算を算定している例が認められたので改めること。
 - 算定の対象となる歯科訪問診療の時間を通じて歯科訪問診療の補助を行っていない。

(3) 訪問歯科衛生指導料 [C001] 略：訪衛指

- ① 実施時間の取扱いに不備な例（指導のための準備や患者の移動に要した時間についても指導を行った時間に含めている）が認められたので改めること。
- ② 診療録に記載すべき指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）を画一的に記載している例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

3 画像診断

《診断料》

- ① 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容（写真診断に係る必要な所見）について、記載がない。
- ② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容（写真診断に係る必要な所見）について、不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 歯科エックス線撮影及び歯科パノラマ断層撮影算定時に、写真診断に係る必要な所見を診療録に画一的に記載している例が認められたので改めること。

《画像診断に係る一連の費用》

- ① 不適切な画像診断に係る一連の費用を算定している例が認められたので改めること。
 - 歯科パノラマ断層撮影において、治療に必要な部位が撮影されていない。

4 投薬

(1) 投薬

- ① 医薬品医療機器等法の承認事項（適応（効能・効果）、用法（用法・用量））からみて、不適切な投薬が認められたので改めること。
 - 適応外
 - 重複投薬
- ② 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に行うこと。

5 歯周治療

(1) 診断等

- ① 「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」（平成 30 年 3 月日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- ② 歯周病検査、画像診断の結果が診断、治療に十分活用されず、診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確であるので改めること。
- ③ 歯周病に係る症状、所見、治療の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ④ 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載がなく、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ⑤ 歯周病患者の補綴治療は、補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治癒後に行うことが望ましいため、歯周治療後の歯周病検査、画像診断等で適切な治癒確認を行ったうえ、補綴治療を開始すること。

(2) 歯周基本治療処置 [I011-3] 略：P 基処

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本治療処置を算定している例が認められたので改めること。
 - 使用した薬剤名を診療録に記載していない。

6 リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料1 [H001-2]

《歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」》略：歯リハ1（1）

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している例が認められたので改めること。
 - 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない。
- ② 歯科口腔リハビリテーション料1「ロ困難な場合」について、総義歯を装着している場合又は9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係を有しない場合以外の患者に算定している例が認められたので改めること。

7 処置

(1) う蝕処置 [I000] 略：う蝕

- ① 算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している例が認められたので改めること。
 - 留意事項通知に示す暫間充填のいずれにも該当していない。
 - 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。

(2) 歯内療法

《加圧根管充填処置》[I008-2] 略：CRF

- ① 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している例が認められたので改めること。
 - 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できない。
- ② 実際に加圧根管充填処置を行った根管数と、算定している根管数が異なる例が認められたので改めること。
- ③ 抜歯を前提とした急性症状の消退のための根管拡大等に係る症状、所見、治療内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(3) 歯冠修復物又は補綴物の除去 [I019]

《著しく困難なもの》

- ① 算定要件を満たしていない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。
 - 歯根の3分の1以上のポストを有するメタルコアではない。

(4) 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置 [I029-2] 略：在口衛

- ① 歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- ② 算定要件を満たしていない在宅等療養患者専門的口腔衛生処置を算定している例が認められたので改めること。
 - 在宅等療養患者専門的口腔衛生処置を行った歯科衛生士が、当該業務に関する記録を作成していない。

(5) 機械的歯面清掃処置 [I030] 略：歯清

- ① 算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している例が認められたので改めること。
 - 歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を行った場合に、当該歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。
- ② 機械的歯面清掃処置を算定した日の属する月の翌月において、算定できない機械的歯面清掃処置を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 歯科診療特別対応加算を算定する患者でないにも関わらず、連月にわたり誤って算定している例が認められたので改めること。

8 手術

(1) 抜歯手術 [J000] 略：抜歯 又は T. E X T 《埋伏歯》

- ① 算定要件を満たしていない抜歯手術（「4埋伏歯」及び下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合の加算）を算定している例が認められたので改めること。
 - 歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯ではない。

(2) 口腔内消炎手術 [J013]

- ① 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している例が認められたので改めること。
 - 症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき手術部位、症状及び手術内容の要点の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

9 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料 [M000] 略：補診

- ① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している例が認められたので改めること。
 - 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。
 - 診療録に記載すべき内容（製作を予定する欠損補綴物の設計等の要点）が実態と異なっている。
- ② 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 補綴時診断料の算定において、製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点の診療録記載を画一的に記載している例が認められたので改めること。

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料 [M000-2] 略：補管 又は 維持管 → 【届出】

- ① 患者への提供文書に記載すべき内容（保険医療機関名）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(3) 有床義歯 [M018]

《有床義歯》

- ① 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了できなかった場合に義歯を製作したとき、その理由について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(4) 有床義歯修理 [M029] 略：床修理

- ① 短期間に繰り返し有床義歯修理を行っている例が認められたので、適切な有床義歯の修理及び管理を行うこと。
- ② 診療録に記載すべき内容（修理内容の要点）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

D 保険外、その他

1 保険外診療

- ① 保険外診療に係る診療録は、保険診療用の診療録とは別に作成すること。
- ② 保険診療と保険外診療の峻別を図ること。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項

- (1) 次の届出事項について変更が認められたので、速やかに「保険医療機関・保険薬局届出事項変更(異動)届」を提出すること。

- 保険医の勤務形態の変更
- 保険医の異動
- 標榜診療科目
- 診療時間

2 掲示事項

- (1) 次の施設基準等について院内掲示を行っていないので改めること。

- クラウン・ブリッジ維持管理料

- (2) 明細書発行に関する状況に係る院内掲示について内容が不十分であること。

3 診療報酬請求

(1) 総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、所定点数及び合計点数について不一致が認められたので診療報酬請求にあたっては十分に照合・確認を行うこと。
- ② 診療録と診療報酬明細書において、病名、診療内容について一致しない例が認められたので、十分に照合・確認を行うこと。
- ③ 診療録と診療報酬明細書において、部位について不一致が認められたので、保険医により十分に照合・確認を行うこと。
- ④ 診療録と納品書において、技工物の内容について一致しない例が認められたので、十分に照合・確認を行うこと。
- ⑤ 診療報酬の請求にあたっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。

(2) 診療報酬明細書の記載

- ① 歯科訪問診療料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - 診療報酬明細書に記載すべき実施時刻（開始時刻と終了時刻）について実態と異なる。
- ② 訪問歯科衛生指導料を算定した場合、「摘要」欄に指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）を正確に記載すること。

4 その他

(1) その他

- ① 保険医は療養担当規則等の諸規則に習熟し、適正な保険診療に努めること。
- ② 保険診療に関する諸規則や算定要件等の理解が十分でないことから、開設者、管理者、保険医として備えるべき知識の修得に努めること。
- ③ 診療に当たっては、適確な診断のもとに適切な治療計画を策定し、歯科医学的にも妥当適切な治療を行うこと。
- ④ 各種指導等における指導内容等を以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。